

相楽東部広域連合立和東小学校及び和東中学校開放事業実施要綱

平成21年4月1日

教委要綱第9号

(目的)

第1条 この要綱は、和東小学校児童及び和東中学校生徒の学校外活動の振興及び社会体育の普及等を図るため、相楽東部広域連合立小学校及び中学校の開放に関する規則（平成21年教委規則第23号。以下「規則」という。）に基づき、開放に係る使用手続等の必要な事項を定めるものとする。

(開放校及び開放施設の特定)

第2条 開放校及び開放施設は、次のとおりとする。

- (1) 和東小学校グラウンド及び体育館
- (2) 和東中学校グラウンド

(開放日時の指定)

第3条 開放日時は、学校長が施設の管理上、支障がないと認めた時間内とし、次のとおりとする。ただし、開放期間は、1月6日から12月28日までとする。

- (1) 和東小学校体育館の開放日時は、平日は午後6時から午後10時までとし、相楽東部広域連合立学校の管理運営に関する規則（平成21年教委規則第8号。以下「学校の管理運営規則」という。）第3条に規定する休業日は、午前8時から午後10時までとする。
- (2) 和東小学校グラウンド及び和東中学校グラウンドの開放日時は、学校の管理運営規則第3条に規定する休業日の午前8時から午後5時までとする。ただし、5月から10月までは、午前8時から午後6時までとする。

(許可対象者の範囲)

第4条 各種スポーツ及びレクリエーションの振興を目的とし、笠置町、和東町及び南山城村内の在住在勤者が含まれる団体（区、自治会、地域子ども会が活動を企画した場合を含む。）及び公共的団体とする。

(使用の許可申請)

第5条 使用許可を受けようとする団体は、相楽東部広域連合教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に学校開放施設利用申請書（別紙様式1）を提出しなければな

らない。

2 前項の申請書は、利用しようとする日の90日前から提出することができる。

(使用の許可)

第6条 教育長は、開放施設の使用を許可する場合は、学校施設使用許可通知書（別紙様式2）を交付するものとする。

2 許可を受けた団体は、施設使用における責任者を置くとともに、使用に係る指示を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第7条 規則第7条を適用する。

(使用者の賠償責任)

第8条 規則第9条を適用する。

(清掃協力金)

第9条 開放施設の利用者は、次に定める清掃協力金を納付しなければならない。ただし、本要綱の目的に則し、京都府民総合体育大会等公共的団体が企画する大会等に出場する団体の使用については、清掃協力金の全部を免除することができる。

施設名	清掃協力金			
	単位	午前8時～午後1時	午後1時～午後6時	午後6時～午後10時
和東小学校体育館	1回	500円	500円	400円

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和3年要綱第2号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別紙様式 2

学校施設使用許可通知書

年 月 日

住所
氏名 様
(団体名)

相楽東部広域連合教育委員会
教育長

印

下記のとおり使用を許可します。
使用に当たっては、使用規定を遵守してください。

使用学校名						
使用場所名						
使用年月日 及び時間	自	年	月	日	午前・午後	時 分
	至	年	月	日	午前・午後	時 分
使用者数			使用責任者			